

豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則  
(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)の施行に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法、政令及び省令の例による。

(一般廃棄物処理業の許可の申請)

第3条 法第7条第1項又は第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分量(以下これらを「一般廃棄物処理業」という。)の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(様式第1)又は一般廃棄物処分量許可申請書(様式第2)を市長に提出しなければならない。

2 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書(様式第3)を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成15年規則74号〕)

(一般廃棄物処理業の許可証の交付)

第4条 市長は、法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物処理業の許可をしたとき、又は法第7条の2第1項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証(様式第4)又は一般廃棄物処分量許可証(様式第5)を交付するものとする。

(一部改正〔平成15年規則74号〕)

(一般廃棄物処理業に係る廃止等の届出)

第5条 法第7条の2第3項の規定による廃止又は変更の届出は、一般廃棄物処理業廃止・変更届出書(様式第6)に前条の許可証その他市長が必要と認める書類及び図面を添えて行わなければならない。

(一部改正〔平成12年規則101号〕)

(一般廃棄物処理業に係る休止等の届出)

第6条 法第7条第1項又は第6項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)は、一般廃棄物処理業を休止し、又は休止した当該一般廃棄物処理業を再開したときは、遅滞なく、一般廃棄物処理業休止・再開届出書(様式第7)を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成15年規則74号〕)

(一般廃棄物処理業に係る欠格要件該当の届出)

第6条の2 省令第2条の7に規定する届出書は、一般廃棄物処理業欠格要件該当届出書(様式第7の2)のとおりとする。

(追加〔平成18年規則50号〕)

(一般廃棄物取扱状況の報告)

第7条 一般廃棄物処理業者は、毎月5日までに前月中の一般廃棄物の取扱状況について一般廃棄物取扱状況報告書(様式第8)を市長に提出しなければならない。

(産業廃棄物収集運搬業許可申請書等に係る添付書類)

第7条の2 省令第9条の2第1項、第10条の4第1項、第10条の12第1項、第10条の16第1項又は第11条第1項に規定する申請書には、省令第9条の2第2項(省令第10条の12第2項において読み替えて準用する場合を含む。)、省令第10条の4第2項(省令第10条の16第2項において読み替えて準用する場合を含む。)又は省令第11条第6項に規定するもののほか、法第14条第5項第2号イ、ハ、ニ及びへに該当する事由(同号ハ、ニ及びへに該当する事由にあっては、同号イに係るものに限る。)がない旨を記載した書類を添付しなければならない。

(追加〔平成12年規則101号〕、一部改正〔平成15年規則74号・29年5号〕)

(産業廃棄物処理業等に係る廃止等の届出)

第8条 法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による廃止又は変更の届出は、省令第10条の10第2項又は第10条の23第2項の届出書に省令第10条の2、第10条の6、第10条の14又は第10条の18の許可証その他市長が必要と認める書類及び図面を添えて行わなければならない。

(一部改正〔平成12年規則101号・29年5号〕)

(産業廃棄物処理業等に係る休止等の届出)

第9条 法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の規定により産業廃棄物収集運搬業若しくは産業廃棄物処分量又は特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分量(以下これらを「産業廃棄物処理業等」という。)の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理業者等」という。)は、産業廃棄物処理業等を休止し、又は休止した当該産業廃棄物処理業等を再開したときは、遅滞なく、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業休止・再開届出書(様式第9)を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成15年規則74号〕)

(産業廃棄物処理業等に係る欠格要件該当の届出)

第9条の2 省令第10条の10の3及び第10条の24に規定する届出書は、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業欠格要件該当届出書(様式第9の2)のとおりとする。

(追加〔平成18年規則50号〕、一部改正〔平成23年規則8号〕)

(再生利用個別指定業の指定の申請)

第10条 省令第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号の規定により市長の指定(個別指定に限る。以下「再生利用個別指定」という。)を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書(様式第10)を市長に提出しなければならない。

2 再生利用個別指定を受けた者(以下「再生利用個別指定業者」という。)は、当該再生利用個別指定に係る事業(以下「再生利用個別指定業」という。)の事業範囲を変更しようとするときは、再生利用個別指定業事業範囲変更指定申請書(様式第11)を市長に提出し、変更の指定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

(再生利用個別指定業の指定証の交付等)

第11条 市長は、前条第1項又は第2項の指定をしたときは、再生利用個別指定業指定証(様式第12。以下「指定証」という。)を交付するものとする。この場合において、市長は、2年を超えない範囲内において当該指定証の有効期間を設けることができる。

2 再生利用個別指定業者は、前項の有効期間の経過後引き続き再生利用個別指定業を営もうとするときは、その指定証の有効期間が満了する前に、再生利用個別指定業指定証有効期間延長申請書(様式第13)を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定は、前項の規定による申請があった場合に準用する。

(再生利用個別指定業に係る廃止等の届出)

第12条 再生利用個別指定業者は、再生利用個別指定業の全部又は一部を廃止したときは、速やかに再生利用個別指定業全部・一部廃止届出書(様式第14)に指定証その他市長が必要と認める書類及び図面を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

2 再生利用個別指定業者は、再生利用個別指定業に係る次に掲げる事項を変更したときは、速やかに再生利用個別指定業変更届出書(様式第15)に指定証その他市長が必要と認める書類及び図面を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

- 住所
- 氏名又は名称
- 事務所及び事業場の所在地
- 再生利用の目的
- 再生利用の方法
- 取引関係

(一部改正〔平成12年規則101号〕)

(再生利用個別指定業に係る休止等の届出)

第13条 再生利用個別指定業者は、再生利用個別指定業を休止し、又は休止した当該再生利用個別指定業を再開したときは、遅滞なく、再生利用個別指定業休止・再開届出書(様式第16)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請等)

第13条の2 法第8条第2項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(様式第17)のとおりとする。

2 省令第5条の3第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(様式第18)のとおりとする。

3 市長は、法第8条第1項の規定による許可又は法第9条第1項の規定による変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置・変更許可証(様式第19)を交付するものとする。

(追加〔平成12年規則101号〕)

(一般廃棄物処理施設の設置等の届出)

第13条の3 法第9条の3第1項又は第9条の3の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第20)によりしなければならない。

2 省令第5条の8第1項(省令第5条の10の10において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第21)のとおりとする。

(追加〔平成12年規則101号〕、一部改正〔平成29年規則5号〕)

(廃棄物処理施設に係る使用前の検査の申請等)

第14条 省令第4条の4第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(様式第22)のとおりとする。

2 市長は、法第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)又は法第15条の2第5項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定により、法第8条第1項又は第15条第1項の一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設(以下これらを「廃棄物処理施設」という。)が、法第8条第2項又は第15条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認めたときは、一般廃棄物・産業廃棄物処理施設使用前検査確認済証(様式第23)を交付するものとする。

(一部改正〔平成12年規則101号・15年74号・23年8号〕)

(定期検査の申請等)

第14条の2 省令第4条の4の2に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書(様式第23の2)のとおりとする。

2 市長は、法第8条の2の2第1項の検査を行ったときは、省令第4条の4の4の規定に基づき、定期検査結果通知書(様式第23の3)を交付するものとする。

(追加〔平成23年規則8号〕)

(特定一般廃棄物最終処分場に係る報告)

第14条の3 省令第4条の17に規定する報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(様式第24)のとおりとする。

(追加〔平成12年規則101号〕、一部改正〔平成23年規則8号〕)

(廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出)

第15条 省令第5条の4の2第1項又は第5条の9の2第1項(省令第5条の10の12において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第25)のとおりとする。

2 法第9条第3項(法第9条の3第11項、第9条の3の3第3項及び第15条の2の6第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による変更等の届出は、前項又は省令第12条の10の2第1項の届出書に第13条の2第3項又は省令第12条の5の許可証の写し(以下この項及び第17条において「許可証の写し」という。)その他市長が必要と認める書類及び図面(法第9条の3第11項及び第9条の3の3第3項において読み替えて準用する法第9条第3項の規定による届出にあっては、許可証の写しを除く。)を添えて行わなければならない。

(一部改正〔平成12年規則101号・15年74号・23年8号・29年5号〕)

(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分を終了の届出)

第15条の2 省令第5条の5第1項及び第5条の10第1項に規定する届出書は、一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書(様式第26)のとおりとする。

(追加〔平成12年規則101号〕)

(最終処分場の廃止の確認の申請等)

第16条 省令第5条の5の2第1項及び第5条の10の2第1項に規定する申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(様式第27)のとおりとする。

2 市長は、法第9条第5項(法第9条の3第11項及び第15条の2の6第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、廃棄物処理施設である最終処分場の状況が、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)第1条第3項又は第2条第3項に規定する技術上の基準に適合していることを確認したときは、一般廃棄物・産業廃棄物最終処分場廃止確認済証(様式第28)を交付するものとする。

(一部改正〔平成12年規則101号・15年74号・23年8号・29年5号〕)

(一般廃棄物処理施設に係る欠格要件該当の届出)

第16条の2 省令第5条の5の3に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設欠格要件該当届出書(様式第28の2)のとおりとする。

(追加〔平成18年規則50号〕)

(産業廃棄物処理施設に係る欠格要件該当の届出)

第16条の3 省令第12条の11の3に規定する届出書は、産業廃棄物処理施設欠格要件該当届出書(様式第28の3)のとおりとする。

(追加〔平成18年規則50号〕)

(廃棄物処理施設の改善措置完了の届出)

第17条 法第9条の2第1項又は第15条の2の7の規定により廃棄物処理施設につき必要な改善を命じられた者は、その命令に基づき必要な改善措置が完了したときは、遅滞なく、一般廃棄物・産業廃棄物処理施設改善措置完了届出書(様式第29)に許可証の写しその他市長が必要と認める書類及び図面を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成12年規則52号・101号・15年74号・23年8号・29年5号〕)

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請等)

第17条の2 省令第5条の5の5に規定する申請書は、熱回収施設設置者認定申請書(様式第29の2)のとおりとする。



- 市長は、法第9条の2の4第1項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(様式第29の3)を交付するものとする。

(追加〔平成23年規則8号〕)

(認定熱回収施設設置者に係る休業止等の届出等)

第17条の3 省令第5条の5の10に規定する届出書は、熱回収施設休業止等届出書(様式第29の4)のとおりとする。

- 省令第5条の5の11に規定する報告書は、熱回収報告書(様式第29の5)のとおりとする。

(追加〔平成23年規則8号〕)

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請等)

第18条 省令第5条の11第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(様式第30)のとおりとする。

2 省令第5条の12第1項に規定する申請書は、合併・分割認可申請書(様式第31)のとおりとする。

- 省令第6条第1項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設相続届出書(様式第32)のとおりとする。

(全部改正〔平成12年規則101号〕、一部改正〔平成13年規則22号〕)

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出等)

第18条の2 省令第12条の7の17第2項に規定する届出書は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書(様式第32の2)のとおりとする。

2 省令第12条の7の17第4項に規定する受理書は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出に関する受理書(様式第32の3)のとおりとする。

- 省令第12条の7の17第5項の規定による変更又は廃止の届出は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更(廃止)届出書(様式第32の4)によりしなければならない。

(追加〔平成20年規則31号〕、一部改正〔平成23年規則8号〕)

(許可証等の再交付申請等)

第19条 一般廃棄物処理業者若しくは産業廃棄物処理業者等又は再生利用個別指定業者(以下これらを「廃棄物処理業者等」という。)は、当該処理業に係る許可証又は当該指定業に係る指定証(以下この項及び次条において「許可証等」という。)を毀損し、汚損し、又は紛失したときは、再交付申請書(様式第33)により速やかに市長に再交付の申請をし、許可証等の再交付を受けなければならない。この場合において、毀損し、又は汚損したときの申請にあっては、その毀損し、又は汚損した許可証等を添えて行わなければならない。

- 前項の規定は、廃棄物処理施設の設置者並びに法第9条の2の4第1項及び第15条の3の3第1項に規定する認定を受けた者(以下「認定熱回収施設設置者」という。)並びに法第12条の7第1項に規定する認定を受けた者(以下「一体的処理認定事業者」という。)について準用する。この場合において、同項中「当該処理業に係る許可証又は当該指定業に係る指定証(以下この項及び次条において「許可証等」という。)」とあるのは「当該廃棄物処理施設に係る許可証(以下この項及び第21条において「許可証」という。)

又は第17条の2第2項若しくは省令第12条の11の10若しくは省令第8条の38の9に規定する認定証(以下この項及び第21条において「認定証等」という。))と、「許可証等」とあるのは「許可証又は認定証等」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成12年規則101号・29年5号・30年23号〕)

(廃棄物処理業者等による許可証等の返納)

第20条 廃棄物処理業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証等を市長に返納しなければならない。

- 許可又は再生利用個別指定(以下「許可等」という。)の有効期間が経過したとき。
- 法第7条の2第1項、第14条の2第1項若しくは第14条の5第1項の規定により変更の許可を受けたとき又は第10条第2項の規定により変更の指定を受けたとき。
- 許可証等の記載内容の変更等により書換え交付を受けたとき。
- 許可等を取り消されたとき。

- 廃棄物処理業者等が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、直ちに許可証等を市長に返納しなければならない。

- 死亡した場合 その相続人
- 法人が合併又は分割により消滅した場合 その役員であった者
- 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- 法人が合併、分割又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
- 事業の全部を廃止した場合 廃棄物処理業者等であった個人又は廃棄物処理業者等であった法人の役員

- 廃棄物処理業者等は、事業の全部を休止し、又は事業の全部の停止を命ぜられたときは、その期間中許可証等を市長に返納しなければならない。

- 廃棄物処理業者等は、前条第1項の規定により許可証等の再交付を受けた後、紛失した許可証等が発見したときは、直ちに発見した許可証等を市長に返納しなければならない。

(一部改正〔平成12年規則101号・13年22号・17年23号〕)

(廃棄物処理施設の設置者等による許可証又は認定証等の返納)

第21条 廃棄物処理施設の設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

- 法第9条第1項又は第15条の2の6第1項の規定により変更の許可を受けたとき。
- 許可証の記載内容の変更等により書換え交付を受けたとき。
- 廃棄物処理施設を廃止したとき。
- 許可を取り消されたとき。

- 認定熱回収施設設置者又は一体的処理認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに認定証等を市長に返納しなければならない。

- 認定を取り消されたとき。
- 認定期間が満了したとき。
- 事業の全部を廃止したとき。
- 認定を受けた熱回収施設において熱回収を行わなくなったとき。

- 前条第3項の規定は、廃棄物処理施設の設置者及び認定熱回収施設設置者について準用する。この場合において、同条第3項中「事業の全部」とあるのは「廃棄物処理施設又は認定を受けた熱回収施設を」と、「事業の全部の」とあるのは「廃棄物処理施設又は認定を受けた熱回収施設の使用の」と、「許可証等」とあるのは「許可証又は第17条の2第2項若しくは省令第12条の11の10に規定する認定証」と読み替えるものとする。

- 前条第4項の規定は、廃棄物処理施設の設置者並びに認定熱回収施設設置者及び一体的処理認定事業者について準用する。この場合において、「前条第1項」とあるのは「第19条第2項において準用する同条第1項」と、「許可証等」とあるのは「許可証又は認定証等」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成12年規則101号・15年74号・23年8号・29年5号・30年23号〕)

(特別管理産業廃棄物を生ずる事業場等の設置等の報告)

第22条 事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場を設置した日から30日以内に、特別管理産業廃棄物発生事業場設置報告書(様式第34)を市長に提出しなければならない。

- 前項の規定により報告をした者は、次に掲げる事項を変更したときは、当該変更の日から30日以内に、特別管理産業廃棄物発生事業場変更報告書(様式第35)によりその旨を市長に報告しなければならない。

- 住所
- 氏名又は名称
- 事業場の名称又は所在地

- 第1項の事業場を廃止した事業者は、特別管理産業廃棄物発生事業場廃止報告書(様式第36)によりその旨を市長に報告しなければならない。

(全部改正〔平成12年規則101号〕)

(特別管理産業廃棄物の処理に関する報告)

第23条 市長は、特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者に対し、毎年6月30日までに、その前年度分の当該事業場における特別管理産業廃棄物の処理に関する実績の報告を求めることができる。

(全部改正〔平成20年規則31号〕)

(産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分に関する報告)

第24条 産業廃棄物処理業者等は、毎年7月31日までに、その前年度分における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分に関し、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書(様式第38)及び産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分実績報告書(様式第39)により市長に報告しなければならない。

(追加〔平成13年規則56号〕)

(産業廃棄物の処分に関する報告)

第25条 政令第7条第14号に掲げる産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者(産業廃棄物処分業の許可を受けた者を除く。)は、毎年7月31日までに、その前年度分の当該事業場における産業廃棄物の処分に関し、産業廃棄物最終処分場の処分実績報告書(様式第40)により市長に報告しなければならない。

(追加〔平成13年規則56号〕)

(最終処分場終了届出台帳)

第26条 法第19条の12第1項の台帳は、最終処分場終了届出台帳(様式第41)のとおりとする。

- 法第19条の12第3項の規定により前項の台帳の閲覧を請求しようとする者は、最終処分場終了届出台帳閲覧請求書(様式第42)を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成12年規則101号・13年56号・14年31号・23年8号・30年23号〕)

(委任)

第27条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成13年規則56号〕)

附 則

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

- この規則の施行の際、豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する規則(平成5年豊橋市規則第33号)に規定する様式により現に提出されている申請書、届出書及び報告書並びに交付されている許可証及び指定証は、この規則に規定する相当様式によつてしたものとみなす。

附 則(平成11年12月22日規則第118号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第52号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年9月29日規則第101号)

1 この規則は、平成12年10月1日から施行する。

- この規則の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成12年厚生省令第101号)による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「改正前の省令」という。)第14条第1項の規定により提出されている特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書は、改正後の第22条第1項の規定により提出された特別管理産業廃棄物発生事業場設置報告書とみなす。

- この規則の施行の際現に特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であつて、改正前の省令第14条第1項の規定による特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書の提出をしていないものは、この規則の施行の日から30日以内に、改正後の第22条第1項の規定による特別管理産業廃棄物発生事業場設置報告書の提出をしなければならない。

附 則(平成13年3月30日規則第22号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第34の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年12月1日規則第74号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第23号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、(中略)第8条の規定(中略)は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第23条及び様式第37の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月18日規則第8号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月21日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月14日規則第5号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月29日規則第57号)

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日規則第23号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月25日規則第5号)

(施行期日)

- この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際、現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則(令和元年12月13日規則第30号)

(施行期日)

- この規則は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際、改正前の豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定により作成されている様式第17(第3面)、様式第30(第2面)及び様式第32(裏)は、改正後の豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則(令和2年12月18日規則第75号)

(施行期日)

- この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現に提出されている改正前の各規則の規定に基づいて提出されている様式(次項において「旧様式」という。)は、改正後の各規則の規定による様式とみなす。

- この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

[様式第1\(第3条関係\)](#)

(一部改正〔平成24年規則59号・令和2年75号〕)

様式第1(第3条関係)

(表)

一般廃棄物収集運搬業許可申請書		年 月 日
豊橋市長	様	
	申請者	住 所 氏 名 (法人にあつては、名) 称及び代表者氏名 電話番号( ) -
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。		
事業の	事 業 の 区 分	
範 囲	取り扱う廃棄物の種類	
事務所及び事業場又は車庫等の所在地及び電話番号	事 務 所 所 在 地 電話番号( ) -	
	事業場又は車庫等 所 在 地 電話番号( ) -	
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う廃棄物の種類及び積み上げることができる高さ		
車両、主たる作業用具、処理施設等の種類、数量及び処理能力		
従業員の数(職務別)		
収集、運搬及び終末処理の方法並びに作業計画 (処分先明細図添付)		
作 業 能 力 (1か月)	汲取量	収集量
取扱料金及び徴収方法		
既に処理業の許可を有している場合には、その許可番号	都道府県・市名	許 可 番 号

(裏)

添 付 書 類 及 び 図 面	
	1 法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
	2 個人にあつては、住民票の写し又はそれに代わるもの
	3 法人にあつては、直前の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び法人市民税の納付済額を証する書類
	4 個人にあつては、資産に関する調査及び市民税の納付済額を証する書類
	5 必要に応じ誓約書
	6 その他市長が必要と認める書類及び図面

[様式第2\(第3条関係\)](#)

(一部改正〔平成24年規則59号・令和2年75号〕)



様式第2 (第3条関係)

(表)

一般廃棄物処分業許可申請書 年 月 日	
豊橋市長 様	住 所 申請者 氏 名 (法人にあつては、名) 電話番号 ( ) -
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
事業の事業の区分	
範囲 取り扱う廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所在地及び電話番号	事務所 所在地 電話番号 ( ) - 事業場 所在地 電話番号 ( ) -
事業の用に供する全ての施設(施設ごとに種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力(最終処分場の場合には、埋立地の面積、埋立容量及び申請時の残存容量)、許可年月日及び許可番号(一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記入すること。)	
保管を行う場合には、保管を行う全ての場所の所在地、面積、保管する廃棄物の種類及び積み上げることができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
主たる作業用具の種類及び数量	
従業員の数(職務別)	
取扱料金及び徴取方法	
既に処理業の許可を有している場合には、その許可番号	都道府県・市名      許 可 番 号

(裏)

添付書類及び図面	1 法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書 2 個人にあつては、住民票の写し又はそれに代わるもの 3 法人にあつては、直前の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び法人市民税の納付済額を証する書類 4 個人にあつては、資産に関する調査及び市民税の納付済額を証する書類 5 必要に応じ誓約書 6 その他市長が必要と認める書類及び図面
----------	---

様式第3(第3条関係)

(一部改正〔令和2年規則75号〕)

様式第3 (第3条関係)

一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書 年 月 日	
豊橋市長 様	住 所 申請者 氏 名 (法人にあつては、名) 電話番号 ( ) -
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
許 可 の 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
収集運搬業又は処分業の別	<input type="checkbox"/> 収集運搬業 ( ) <input type="checkbox"/> 処分業 ( )
取り扱う廃棄物の種類	
変更の内容	
変更理由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類の数量、設置場所、設置年月日、処理能力(最終処分場の場合には、埋立地の面積、埋立容量及び申請時の残存容量)、許可年月日及び許可番号(一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
添付書類及び図面	1 変更に係る事業開始に係る資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 2 その他、変更内容に応じ、市長が必要と認める書類及び図面

注意 該当する口印の中に「」印を記入してください。

様式第4(第4条関係)

様式第4 (第4条関係)

豊橋市指令 (文書) 第 号 (記号) 一般廃棄物収集運搬業許可証  住 所 氏 名 (法人にあつては、名) (称及び代表者氏名)  年 月 日付けで許可申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、次の条件を付して許可する。 年 月 日 豊橋市長 ㊟	
許 可 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
事業の 範 囲	事 業 の 区 分
	取り扱う廃棄物の 種類
積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う廃棄物の種類及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)	
区 域	
取 集 又 は 運 搬 の 方 法	
許可の更新又は変更の状況	年 月 日 (内 容)
附 帯 事 項	

様式第5(第4条関係)

様式第5 (第4条関係)

豊橋市指令 (文書) 第 号 (記号) 一般廃棄物処分業許可証  住 所 氏 名 (法人にあつては、名) (称及び代表者氏名)  年 月 日付けで許可申請のあった一般廃棄物処分業については、次の条件を付して許可する。 年 月 日 豊橋市長 ㊟	
許 可 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
事業の 範 囲	事 業 の 区 分
	取り扱う廃棄物の 種類
事業の用に供するすべての施設ごとの種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力(最終処分場の場合には、埋立地の面積、埋立容量)、許可年月日及び許可番号(一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	
区 域	
処 分 の 方 法	
許可の更新又は変更の状況	年 月 日 (内 容)
附 帯 事 項	

様式第6(第5条関係)

(一部改正〔令和2年規則75号〕)

様式第6 (第5条関係)

一般廃棄物処理業 <sup>廃止</sup> 届出書 変更	
年 月 日	
豊橋市長 様	
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名 称及び代表者氏名) 電話番号 ( ) -	
一般廃棄物処理業に係る以下の事項について <sup>廃止</sup> しましたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。	
許 可 の 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
廃止又は変更の年月日	年 月 日
全部廃止若しくは一部廃止又は変更の別	<input type="checkbox"/> 全部廃止 <input type="checkbox"/> 一部廃止 ( ) <input type="checkbox"/> 変 更
変 更 の 内 容	変更に係る事項
	変 更 前
	変 更 後
廃止又は変更の理由	

注意 該当する口印の中に<sup>レ</sup>印を記入してください。

様式第7(第6条関係)

(一部改正〔令和2年規則75号〕)

様式第7 (第6条関係)

一般廃棄物処理業 <sup>休止</sup> 届出書 再開	
年 月 日	
豊橋市長 様	
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名 称及び代表者氏名) 電話番号 ( ) -	
一般廃棄物処理業を <sup>休止</sup> しましたので、豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。	
許 可 の 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
休止又は再開の年月日	年 月 日
全部休止若しくは一部休止又は再開の別	<input type="checkbox"/> 全部休止 <input type="checkbox"/> 一部休止 ( ) <input type="checkbox"/> 再 開
休止又は再開の理由	
備 考	

注意 該当する口印の中に<sup>レ</sup>印を記入してください。

様式第7の2(第6条の2関係)

(一部改正〔令和2年規則75号〕)

様式第7の2（第6条の2関係）

<p style="text-align: center;">一般廃棄物処理業欠格要件該当届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>豊橋市長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所 届出者 氏 名 (法人にあつては、名 称及び代表者氏名) 電話番号</p> <p>欠格要件に該当するに至つたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第4項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
該当するに至つた欠格要件及び具体的事由	
欠格要件に該当するに至つた年月日	年 月 日
※ 処 理 欄	

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第8(その1)(第7条関係)

(全部改正〔平成29年規則57号〕、一部改正〔令和2年規則75号〕)

様式第8（その1）（第7条関係）

<p style="text-align: center;">一般廃棄物（ごみ）取扱状況報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>豊橋市長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所 報告者 氏 名 (法人にあつては、 名称及び代表者氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話番号 ( ) -</p> <p>豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第7条の規定により、次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: right;">年 月分</p>				
作業日数	日			
作業人員	実人員	人	延べ人員	人・日
作業件数	実件数	件	延べ件数	件・日
料金総額	円			
投入数量	t			
投入内訳	資源化センター	t		
	最終処分場（市営）	t		
	バイオマス利活用センター	t		
	その他	t		
月末現在の受持件数	件			
備考				

様式第8(その2)(第7条関係)

(全部改正〔平成29年規則57号〕、一部改正〔令和2年規則75号〕)

様式第8（その2）（第7条関係）

一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）取扱状況報告書	
年 月 日	
豊橋市長 様	住所 報告者 氏 名
	〔法人にあつては、 名称及び代表者氏名〕
	電話番号（ ） ー
豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第7条の規定により、次のとおり報告します。	
年 月分	
区 分	く み 取 り し 尿 浄 化 槽 汚 泥
作 業 日 数	日
実 人 員	人
延 べ 人 員	人・日
作 業 件 数	実 件 数
	延 べ 件 数
料 金 総 額	円
投 入 数 量	㍩
投 入 内 訳	資 源 化 セ ン タ ー
	バ イ オ マ ス ー 利 活 用 セ ン タ ー
	そ の 他
月 末 現 在 の 受 持 件 数	件
備 考	

様式第9(第9条関係)

(一部改正〔令和2年規則75号〕)

様式第9（第9条関係）

産業廃棄物処理業 <sup>休止</sup> 届出書 特別管理産業廃棄物 <sup>再開</sup>	
年 月 日	
豊橋市長 様	住所 届出者 氏 名
	〔法人にあつては、名〕 称及び代表者氏名
	電話番号（ ） ー
産業廃棄物 <sup>再開</sup> 処理業を <sup>休止</sup> しましたので、豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第9条の規定により、次のとおり届け出ます。	
許 可 の 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
休 止 又 は 再 開 の 年 月 日	年 月 日
全 部 休 止 若 し く は 一 部 休 止 又 は 再 開 の 別	<input type="checkbox"/> 全 部 休 止 <input type="checkbox"/> 一 部 休 止 ( ) <input type="checkbox"/> 再 開
休 止 又 は 再 開 の 理 由	
備 考	

注意 該当する口印の中に<sup>レ</sup>印を記入してください。

様式第9の2(第9条の2関係)

(一部改正〔令和2年規則75号〕)



様式第9の2 (第9条の2関係)

産業廃棄物 処理業欠格要件該当届出書 特別管理産業廃棄物	
年 月 日	
豊橋市長 様	
住所 届出者 氏名 (法人にあつては、名 称及び代表者氏名) 電話番号	
第14条の 欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の 2第3項 5第3項 において準用する同法第7条の2第4項の規定により、次のとおり届け出 ます。	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
該当するに至った欠格要件及び具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日
※ 処 理 欄	

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第10(第10条関係)

(一部改正〔令和2年規則75号〕)

様式第10 (第10条関係)

(表)

再生利用個別指定業指定申請書	
年 月 日	
豊橋市長 様	
住所 申請者 氏名 (法人にあつては、名 称及び代表者氏名) 電話番号 ( ) -	
豊橋市産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第10条第1項の規定により、 再生利用個別指定業の指定を受けたいので、次のとおり申請します。	
事業の範囲	再生利用及び再生輸送の別
	取り扱う廃棄物の種類
事務所及び事業場の所在地及び電話番号	事務所 所在地 電話番号 ( ) -
	事業場 所在地 電話番号 ( ) -
再生利用の目的	
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び能力 m <sup>3</sup> /時 ( m <sup>3</sup> /日) t/時( t/日)
	再生利用の用に供する施設の方式、構造及び設備の概要
取引関係	排出者の氏名又は名称及び所在地
	再生利用業者の氏名又は名称及び所在地
	再生輸送業者の氏名又は名称及び所在地
	再生利用により得られる有用物の利用方法
事業開始予定年月日	年 月 日

(裏)

添付書類及び図面	1 事業計画の概要を記載した書類
	2 取引関係を記載した書類
	3 生活環境の保全上の対策を記載した書類
	4 再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
	5 再生利用業者が再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類
	6 再生輸送業者が申請する場合には、再生利用業者との委託関係を記載した書類
	7 法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
	8 個人にあつては、住民票の写し又はそれに代わるもの
	9 法人にあつては、直前の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び法人市民税の納付済額を証する書類
	10 個人にあつては、資産に関する調査及び市民税の納付済額を証する書類
	11 必要に応じ誓約書
	12 その他市長が必要と認める書類及び図面

様式第11(第10条関係)

(一部改正〔令和2年規則75号〕)

様式第11 (第10条関係)

再生利用個別指定業事業範囲変更指定申請書		
年 月 日		
豊橋市長 様		
住 所 申請者 氏 名 (法人にあつては、名) 称及び代表者氏名 電話番号 ( ) -		
豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第10条第2項の規定により、再生利用個別指定業の事業の範囲の変更の指定を受けたいので、次のとおり申請します。		
指 定 の 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号	第 号	
変 更 の 内 容	再生活用及び再生輸送の別	変更前
		変更後
	取り扱う廃棄物の種類	変更前
		変更後
変更に係る再生利用の方法		
変更に係る取引関係		
変 更 理 由		
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	

様式第12(第11条関係)

様式第12 (第11条関係)

豊橋市指令 <sup>(文書)</sup> <sub>(記号)</sub> 第 号	
再生利用個別指定業指定証	
住 所 氏 名 (法人にあつては、名) 称及び代表者氏名	
年 月 日付けで指定申請のあった再生利用個別指定業については、次の条件を付して指定する。 年 月 日	
豊橋市長 ㊟	
指 定 の 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別
	取り扱う廃棄物の種類
再 生 利 用 の 方 法	
取 引 関 係	
指 定 の 期 限 又 は 条 件	
附 帯 事 項	

様式第13(第11条関係)

(一部改正〔令和2年規則75号〕)

様式第13 (第11条関係)

再生利用個別指定業指定証有効期間延長申請書	
年 月 日	
豊橋市長 様	
住 所 申請者 氏 名 (法人にあつては、名) 称及び代表者氏名 電話番号 ( ) -	
豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第11条第2項の規定により、再生利用個別指定業指定証の有効期間の延長を次のとおり申請します。	
指 定 の 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
事 業 の 範 囲	再生活用及び 再生輸送の別
	取 り 扱 う 廃棄物の種類

様式第14(第12条関係)

(一部改正〔令和2年規則75号〕)

様式第14 (第12条関係)

再生利用個別指定業 <sup>全部</sup> 廃止届出書	
年 月 日	
豊橋市長 様	
住 所 届出者 氏 名 (法人にあつては、名) 称及び代表者氏名 電話番号 ( ) -	
再生利用個別指定業の <sup>全部</sup> を廃止しましたので、豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。	
指 定 の 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
廃 止 年 月 日	年 月 日
全部廃止又は一部廃止の別	<input type="checkbox"/> 全部廃止 <input type="checkbox"/> 一部廃止 ( )
廃 止 理 由	

注意 該当する口印の中に㊦印を記入してください。

様式第15(第12条関係)

(一部改正〔令和2年規則75号〕)



様式第15 (第12条関係)

再生利用個別指定業変更届出書	
豊橋市長	様
	年 月 日
届出者	住所 氏名 (法人にあつては、名 称及び代表者氏名) 電話番号 ( ) -
再生利用個別指定業に係る以下の事項を変更しましたので、豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第12条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。	
指定の年月日	年 月 日
指定番号	第 号
変更年月日	年 月 日
変更内容	変更に係る事項
	変更前
	変更後
変更理由	

様式第16 (第13条関係)

(一部改正〔令和2年規則75号〕)

様式第16 (第13条関係)

再生利用個別指定業 <sup>休止</sup> 届出書 <sub>再開</sub>	
豊橋市長	様
	年 月 日
届出者	住所 氏名 (法人にあつては、名 称及び代表者氏名) 電話番号 ( ) -
再生利用個別指定業を <sup>休止</sup> しましたので、豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第13条の規定により、次のとおり届け出ます。	
指定の年月日	年 月 日
指定番号	第 号
休止又は再開の年月日	年 月 日
全部休止若しくは一部休止又は再開の別	<input type="checkbox"/> 全部休止 <input type="checkbox"/> 一部休止 ( ) <input type="checkbox"/> 再開
休止又は再開の理由	
備考	

注意 該当する口印の中に<sup>レ</sup>印を記入してください。

様式第17 (第13条の2関係)

(一部改正〔平成24年規則59号・令和元年30号〕)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書 豊橋市長 様 申請者 住所 氏名 (名称及び 代表者氏名) 電話番号		年 月 日
一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類の		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日		
使用開始予定年月日		
※許可年月日		
※許可番号		
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)		m <sup>3</sup> /日 ( ) 時間 t/日 ( ) 時間 m <sup>3</sup> /時間 t/時間 埋立地の面積 m <sup>2</sup> 埋立容量 m <sup>3</sup>
一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量 処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値 その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※処理欄		

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区分 処分方法	自家処分 委託処分
	区分 処分方法	自家処分 委託処分
埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本住所	籍所
(法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	住所	籍所	
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本住所	籍所
(法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	住所	籍所	
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本住所	籍所
	役職名・呼称		
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本住所	籍所
	役職名・呼称		

発行済株式総額の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)			
発行済株式の総数	株	出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本住所
		割合	
令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本住所	籍所
	役職名・呼称		
※手数料欄			

- 備考
- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
  - 2 一般廃棄物処理施設の種類の欄は、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。ごみ処理施設の場合にあっては、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。
  - 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類の欄は、混合ごみ、不燃ごみ等の別を記入すること。
  - 4 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画の欄、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画の欄、災害防止のための計画の欄、埋立処分の計画の欄及び一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用すること。「一般廃棄物処理施設の構造及び設備」については当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図を、「排ガス及び排水の処理方法」については処理系統図を別紙として添付すること。

- 5 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画の欄、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画の欄、災害防止のための計画の欄、埋立処分計画の欄及び一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。
- 6 法定代理人の欄から令第4条の7に規定する使用人の欄までの各欄については、該当する全ての者について記入することとし、当該欄に記入しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記入して、その書面を添付すること。
- 7 次の書類及び図面を添付すること。
  - (1) 当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
  - (2) 当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
  - (3) 最終処分場にあつては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
  - (4) 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程図
  - (5) 当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図
- 8 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

様式第18(第13条の2関係)

様式第18 (第13条の2関係)

(表)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書			
豊橋市長 様		年 月 日	
住所		申請者	
		氏名 (名称及び代表者氏名) 電話番号	
一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可年月日		年 月 日	
許可番号			
変更内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力 (一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	変更前	変更後
		m <sup>3</sup> /日( )時間 t/日( )時間 m <sup>3</sup> /時間 t/時間	m <sup>3</sup> /日( )時間 t/日( )時間 m <sup>3</sup> /時間 t/時間
	埋立地の面積 埋立容量	m <sup>2</sup> m <sup>3</sup>	埋立地の面積 埋立容量
一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画			
一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	

様式第19(第13条の2関係)

(裏)

※許可年月日	年 月 日
※許可番号	
※処理欄	
※手数料欄	

- 備考
- 1 一般廃棄物処理施設の種類の欄は、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。ごみ処理施設の場合にあつては、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。
  - 2 変更内容の欄の「一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画」及び「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画」の記入については、できる限り図面、表等を利用すること。変更内容に応じ次の図面等を別紙として添付すること。
    - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
    - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
    - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
    - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
    - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設にあつては生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場にあつては排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
  - 3 変更内容の欄の「一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画」及び「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画」に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。
  - 4 変更内容の欄の記入については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
  - 5 ※印の欄は、記入しないこと。
  - 6 次の書類及び図面を添付すること。
    - (1) 当該変更が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
    - (2) 変更後の一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
    - (3) 最終処分場にあつては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
    - (4) 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画に記載した書類
    - (5) 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図



様式第19 (第13条の2関係)

<p style="text-align: center;">一般廃棄物処理施設設置・変更許可証</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	
<p>住所 氏名 様 (名称及び 代表者氏名)</p>	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証します。</p> <p style="text-align: right;">豊橋市長 ㊟</p>	
許可年月日	許可番号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	
設置場所	
処理能力	
許可の条件	
留意事項	<p>1 施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること。</p> <p>2 計画内容等に変更があった場合は、速やかに市長に連絡し、その指示を受けること。</p> <p>3 施設を使用する前に検査申請書を市長に提出し、その検査を受けること。</p>

様式第20 (第13条の3関係)

(一部改正〔平成29年規則5号〕)

(表)

一般廃棄物処理施設設置届出書		年 月 日
豊橋市長 様		
届出者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
第9条の3第1項の 一般廃棄物処理施設を設置したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の3の3第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種別		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日	年 月 日	
使用開始予定年月日	年 月 日	
※届出年月日	年 月 日	
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	$m^3/日( )時間$ $t/日( )時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$	
一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
※処理欄		

(裏)

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区分 処分方法	自家処分 委託処分
汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区分 処分方法	自家処分 委託処分
埋立処分の計画(最終処分場の場合)		
一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないこと。  
 2 一般廃棄物処理施設の種類の欄は、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。ごみ処理施設の場合にあっては焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。  
 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類の欄は、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。

- 4 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画の欄、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画の欄、災害防止のための計画の欄、埋立処分の計画の欄及び一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用すること。「一般廃棄物処理施設の構造及び設備」については当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図を、「排ガス及び排水の処理方法」については処理系統図を別紙として添付すること。
- 5 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画の欄、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画の欄、災害防止のための計画の欄、埋立処分の計画の欄及び一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。
- 6 次の書類及び図面を添付すること。
- 当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
  - 当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
  - 最終処分場にあつては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
  - 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程図
  - 当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図

様式第21 (第13条の3関係)

(表)

一般廃棄物処理施設変更届出書		年 月 日	
豊橋市長 様		住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
一般廃棄物処理施設の変更をしたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項(第9条の3の3第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届 出 年 月 日	年 月 日		
変 更 内 容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	変 更 前	変 更 後
	一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	m <sup>3</sup> /日( )時間 t/日( )時間 m <sup>3</sup> /時間 t/時間 埋立地の面積 埋立容量	m <sup>3</sup> /日( )時間 t/日( )時間 m <sup>3</sup> /時間 t/時間 埋立地の面積 埋立容量
	一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変 更 理 由			
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	
※処 理 欄			

(裏)

- 備考 1 一般廃棄物処理施設の種類の欄は、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。ごみ処理施設の場合にあつては、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。
- 2 変更内容の欄の「一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画」及び「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画」の記入については、できる限り図面、表等を利用すること。変更内容に応じ次の図面等を別紙として添付すること。
- 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設にあつては生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場にあつては排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 3 変更内容の欄の「一般廃棄物の処理施設の位置、構造等の設置に関する計画」及び「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画」に記入しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。
- 4 変更内容の欄の記入については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。
- 6 次の書類及び図面を添付すること。
- 当該変更が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
  - 変更後の一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
  - 最終処分場にあつては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
  - 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
  - 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図

様式第22(第14条関係)

様式第22 (第14条関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書		年 月 日	
豊橋市長 様		住所 氏名 (名称及び代表者氏名) 電話番号	
一般廃棄物処理施設 <small>しゅうごん</small> が竣工したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による施設の使用前検査を申請します。			
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号		
設 置 場 所			
<small>しゅうごん</small> 竣 功 年 月 日	年 月 日		
使用開始予定年月日	年 月 日		
※受 付 欄			

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 竣工図面(施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図)その他参考となる書類又は図面を添付すること。

様式第23(第14条関係)

(一部改正〔平成23年規則8号〕)



様式第23 (第14条関係)

豊橋市指令 (文書) 第 号 (記号) 一般廃棄物処理施設使用前検査確認済証 産業廃棄物  住 所 氏 名  (法人にあつては、名) (称及び代表者氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項 (同法第9条第2項において準用する場合を含む。)又は第15条の2第5項 (同法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定により、次の一般廃棄物処理施設が同法第8条第2項又は第15条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していることを確認する。	
年 月 日	豊橋市長 ㊟
許可の年月日	年 月 日
許可番号	第 号
設置場所	
竣工年月日	年 月 日
附帯事項	

様式第23の2(第14条の2関係)

(追加〔平成23年規則8号〕、一部改正〔令和元年規則5号・2年75号〕)

様式第23の2 (第14条の2関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書  年 月 日  豊橋市長 様  申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名) (称及び代表者氏名) 電話番号 ( ) -	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※事務処理欄	

- 備考 1 ※欄は、記入しないこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第23の3(第14条の2関係)

(追加〔平成23年規則8号〕、一部改正〔令和元年規則5号〕)

様式第23の3（第14条の2関係）

定期検査結果通知書	
年 月 日	
住所 氏名 様 (法人にあつては、名 称及び代表者氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次の とおり通知する。	
豊橋市長 印	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種別	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次の検査期限	年 月 日
※事務処理欄	

備考 1 ※欄は、記入しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第24(第14条の3関係)  
(一部改正〔平成23年規則8号〕)

様式第24（第14条の3関係）

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（年度）	
年 月 日	
豊橋市長 様	住所 報告者 氏名 (名称及び 代表者氏名) 電話番号
年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により、次のとおり報告します。	
許可年月日及び許可番号	
設置場所	
埋立処分開始年月	
埋立処分終了予定年月日	
放流水の水質及び当該測定に 係る放流水を採取した年月日	
埋立処分を開始してから前年 度の3月31日までに埋立処分 された一般廃棄物の数量	
当該年度の4月から9月まで に埋立処分された一般廃棄物 の数量	
埋立処分の終了後に行う維持 管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用 の額及びその算定の基礎の概 要	
※処 理 欄	

備考 1 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処  
分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第14号への規定により測定  
した結果を記入すること。  
2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第25(第15条関係)  
(全部改正〔平成29年規則5号〕)

様式第25（第15条関係）

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書		年 月 日	
豊橋市長 様		届出者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
一般廃棄物処理施設の軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項（第9条の3第11項及び第9条の3の3第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。			
一般廃棄物処理施設の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可年月日及び許可番号又は届出年月日		許可（届出） 年 月 日 第 号	
変更内容 (軽微な変更等の場合)	軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更 省令第5条の4（省令第5条の9及び第5条の10の11において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更		
廃止若しくは休止又は再開の理由及び年月日 (廃止若しくは休止又は再開の場合)		廃止・休止 理由	再開 年月日
※処 理 欄			

備考 1 変更内容の欄の「軽微な変更」及び「省令第5条の4（省令第5条の9及び第5条の10の11において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更」の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄に記入しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。  
2 変更内容の欄の記入については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。  
3 ※印の欄は、記入しないこと。  
4 次の書類及び図面を添付すること。  
(1) 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に変更があった場合には、変更後の設置に関する計画を記載した書類及び変更後の当該施設の構造を明らかにする設計計算書  
(2) 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更があった場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類

様式第26(第15条の2関係)

(一部改正〔平成23年規則8号〕)

様式第26（第15条の2関係）

(表)

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書		年 月 日	
豊橋市長 様		届出者 住所 氏名 (名称及び代表者氏名) 電話番号	
一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項（同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。			
施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 電話番号		
設置場所			
許可年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可（届出） 年 月 日 第 号		
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	埋立地の面積	m <sup>2</sup>	
	埋立ての深さ	m	
	覆土の厚さ	m	
※処 理 欄			

(裏)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び性状	種 類	数量 (m <sup>3</sup> )	性 状

備考 1 ※印の欄は、記入しないこと。  
2 次の書類及び図面を添付すること。  
(1) 埋立終了時の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図  
(2) 当該施設の周辺の地図  
(3) 埋立処分の終了から廃止までの維持管理の方法を明らかにする書類  
(4) 石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合は、石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面

様式第27(第16条関係)

(一部改正〔平成23年規則8号〕)

様式第27 (第16条関係)

(表)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書		
豊橋市長 様		
申請者 住所 氏名 (名称及び 代表者氏名) 電話番号		
一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり申請します。		
設置の場所		
許可年月日及び許可番号又は届出の年月日		
埋め立てた一般廃棄物の種類 (当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量	種類	数量 (m <sup>3</sup> )
埋立地の面積及び埋立ての深さ	埋立地の面積 埋立ての深さ	m <sup>2</sup> m
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日	年 月 日	
埋立処分終了年月日	年 月 日	

(裏)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※処理欄	

- 備考 1 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下「最終処分基準省令」という。)第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。
- 2 保有水等とは、最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。
- 3 覆いとは、最終処分基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
- 5 次の書類及び図面を添付すること。
- 当該最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - 当該最終処分場の周辺の地図
  - 最終処分基準省令第1条第3項第5号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類
  - 申請の直前の2年以上にわたり行った最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定による保有水等の水質検査の結果を記載した書類
  - 石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合は、石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面
  - その他参考となる書類又は図面

様式第28(第16条関係)

(一部改正〔平成23年規則8号〕)

様式第28 (第16条関係)

豊橋市指令 (文書) 第 号 (記号)		
一般廃棄物最終処分場廃止確認済証 産業廃棄物		
住所 氏名 (法人にあつては、名 称及び代表者氏名)		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項(同法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次の一般廃棄物最終処分場が一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第3項又は第2条第3項で定める技術上の基準に適合していることを確認する。		
年 月 日 豊橋市長 ㊟		
許可の年月日	年 月 日	
許可番号	第 号	
設置場所		
埋立てた一般廃棄物又は産業廃棄物の種類及び数量	種類	数量 (m <sup>3</sup> )
埋立地の面積及び埋立ての深さ		
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日	年 月 日	
埋立処分終了年月日	年 月 日	
附帯事項		

様式第28の2(第16条の2関係)

(一部改正〔令和2年規則75号〕)



様式第28の2（第16条の2関係）

<p style="text-align: center;">一般廃棄物処理施設欠格要件該当届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>豊橋市長 様</p> <p style="text-align: center;">住所 届出者 氏 名 (法人にあつては、名) 称及び代表者氏名 電話番号</p> <p>欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
処理施設の設置の場所	
処理施設の種 類	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
該当するに至った欠格要件及び具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日
※ 処 理 欄	

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第28の3(第16条の3関係)

(一部改正〔平成23年規則8号・令和2年75号〕)

様式第28の3（第16条の3関係）

<p style="text-align: center;">産業廃棄物処理施設欠格要件該当届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>豊橋市長 様</p> <p style="text-align: center;">住所 届出者 氏 名 (法人にあつては、名) 称及び代表者氏名 電話番号</p> <p>欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
処理施設の設置の場所	
処理施設の種 類	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
該当するに至った欠格要件及び具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日
※ 処 理 欄	

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第29(第17条関係)

(一部改正〔令和2年規則75号〕)

様式第29 (第17条関係)

一般廃棄物 処理施設改善措置完了届出書 産業廃棄物	
年 月 日	
豊橋市長	様
届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名) (称及び代表者氏名) 電話番号 ( ) -	
次の一般廃棄物 処理施設の改善措置が完了しましたので、豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。	
許可の年月日	年 月 日
許可番号	第 号
処理施設の設置場所	
改善命令年月日	年 月 日
改善命令番号	第 号
改善命令の内容	
改善措置完了年月日	年 月 日
改善措置の内容	
技術管理者の職名及び氏名	職 名 (フリガナ) 氏 名

様式第29の2(第17条の2関係)

(追加〔平成23年規則8号〕、一部改正〔令和元年規則5号・2年75号〕)

様式第29の2 (第17条の2関係)

(表)	
熱回収施設設置者認定申請書	
年 月 日	
豊橋市長	様
申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名) (称及び代表者氏名) 電話番号 ( ) -	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
熱回収施設の設置の場所	
※認定の年月日	年 月 日
※認定番号	
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画
	△設備の維持管理に関する計画
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類
	熱回収の方法
	熱回収率
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※事務処理欄	

(裏)

備考
1 ※欄は、記入しないこと。
2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。
4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。 (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。 (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。
7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第29の3(第17条の2関係)

(追加〔平成23年規則8号〕、一部改正〔令和元年規則5号〕)

様式第29の3（第17条の2関係）

熱回収施設設置者認定証	
年 月 日	
住所 氏名 様 (法人にあつては、名) (称及び代表者氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。	
豊橋市長 ㊟	
認定の年月日	年 月 日
認定の有効年月日	年 月 日
認定番号	
熱回収施設の設置の場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	%
留意事項	1. 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出すること。 2. 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休止し、若しくは休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく届け出ること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第29の4(第17条の3関係)

(追加〔平成23年規則8号〕、一部改正〔令和元年規則5号・2年75号〕)

様式第29の4（第17条の3関係）

熱回収施設休止等届出書		
年 月 日		
豊橋市長 様		
住所 届出者 氏名 (法人にあつては、名) (称及び代表者氏名) 電話番号( ) -		
熱回収施設を休止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号	
熱回収を行わなくなったとき	理由	
	年月日	年 月 日
廃止、休止又は再開したとき	理由	(廃止・休止・再開の別)
	年月日	
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容	
	理由	
	年月日	
※ 事務処理欄		
備考 1. ※欄は、記入しないこと。 2. △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3. 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。 4. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。		

様式第29の5(第17条の3関係)

(追加〔平成23年規則8号〕、一部改正〔令和元年規則5号・2年75号〕)

様式第29の5（第17条の3関係）

熱回収報告書	
年 月 日	
豊橋市長 様	
住 所 報告者 氏 名 (法人にあつては、名 称及び代表者氏名) 電話番号( ) -	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。	
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
年4月1日から 年3月 31日までの年間の熱回収率	%
備考 1. 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。 2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。	

様式第30(第18条関係)

(一部改正〔平成24年規則59号・令和元年30号〕)



一般廃棄物処理施設 <small>譲受け</small> 許可申請書 借受け	
年 月 日	
豊橋市長 様	
申請者 住所 氏名 (名称及び) (代表者氏名) 電話番号	
一般廃棄物処理施設 <small>譲受け</small> の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、次のとおり申請します。	
譲受け又は借受けの相手方の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類の種類	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※譲受け等の許可年月日	年 月 日
※譲受け等の許可番号	
※処 理 欄	

申請者 (個人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふりがな)氏名	(ふりがな)称	住 所
法定代理人 (申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本 籍 所
(法人である場合)		
(ふりがな)氏名	(ふりがな)称	住 所
役員 (法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本 籍 所
	役職名・呼称	住 所
役員 (申請者が法人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本 籍 所
	役職名・呼称	住 所

発行済株式総額の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者 (申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)			
発行済株式の総数	株		出資の額
(ふりがな)氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本 籍
		割 合	住 所
令第4条の7に規定する使用人 (申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本 籍	住 所
	役職名・呼称		
※手数料欄			

備考 1 ※印の欄は、記入しないこと。  
 2 法定代理人の欄から令第4条の7に規定する使用人の欄までの各欄については、該当する全ての者を記入することとし、記入しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記入して、その書面を添付すること。  
 3 「役員」の欄に記入する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。



様式第32 (第18条関係)

(表)

<p style="text-align: center;">一般廃棄物処理施設相続届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>豊橋市長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 届出者 氏 名 電話番号</p> <p>一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、次のとおり届 け出ます。</p>	
被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相続の開始の日	年 月 日
※ 処 理 欄	

(裏)

相続人		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
法定代理人(相続人が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役 職 名・呼 称	本 籍 住 所
令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役 職 名・呼 称	本 籍 住 所
備考		
1 ※欄は記入しないこと。		
2 「相続人」の欄から「令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該 当する全ての者を記入することとし、記入しきれないときは、この様式の例により作 成した書面に記入して、その書類を添付すること。		
3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。		
4 「役員」の欄に記入する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこ れらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わ ず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配 力を有するものと認められる者を含む。		
※手数料欄		

様式第32の2(第18条の2関係)

(一部改正〔平成23年規則8号・令和元年5号〕)

様式第32の2 (第18条の2関係)

<p style="text-align: center;">産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>豊橋市長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 届出者 氏 名 (名称及び 代表者氏名) 電話番号</p> <p>産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄 物を当該処理施設で処理したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の 2の5の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理 する産業廃棄物の種類(当該施設 が石綿含有産業廃棄物の溶融施設 である場合にあつては、石綿含有 産業廃棄物を処理する旨)	
産業廃棄物処理施設に係る許可年 月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設の処理能力 (当該施設が産業廃棄物の最終処 分場である場合にあつては、廃棄 物の埋立処分用に供される場所 (既に廃棄物が埋め立てられてい る場所を除く。)の面積及び残余 の埋立容量)	$m^2/日( )$ 時間 $t/日( )$ 時間 $m^2/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 $m^2$ 残余の埋立容量 $m^3$
産業廃棄物処理施設に係る法第15 条第1項の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理 する一般廃棄物の種類及び種類ご との処理量(当該施設が石綿含有 産業廃棄物の溶融施設である場合 にあつては、石綿含有一般廃棄物 の処理量を含む。)の見込み	
一般廃棄物の処理を開始する日	年 月 日
※ 処 理 欄	

- 備考
- ※欄は、記入しないこと。
  - 産業廃棄物処理施設の種類の欄は、省令第12条の7の16の規定により、廃プ  
ラスチック類の破碎施設(1号)、廃プラスチック類の焼却施設(2号)、令第  
2条第2号に掲げる産業廃棄物の破碎施設(3号)、令第2条第9号に掲げる産業  
廃棄物の破碎施設(4号)、石綿含有産業廃棄物の溶融施設(4号の2)、令第2条  
第1号から第4号の2まで及び第11号に掲げる産業廃棄物の焼却施設(5号)又は  
令第7条第14号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場(6号)の別を記入するこ  
と。
  - 次の書類を添付すること。  
(1) 当該届出に係る産業廃棄物処理施設設置許可証の写し  
(2) 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては、次に掲げるいずれかの  
書類  
ア 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る一般廃棄  
物処分業の許可を受けたことを示す書類  
イ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であ  
ることを示す書類  
ウ 省令第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当する者である  
ことを示す書類  
エ 一般廃棄物の広域的な処理を行うことについての環境大臣の認定証の写  
し
  - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第32の3(第18条の2関係)

(一部改正〔平成23年規則8号・令和元年5号〕)



様式第32の3（第18条の2関係）

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出に関する受理書	
第 号 年 月 日	
住所 氏名 様 (名称及び 代表者氏名)	
豊橋市長 ㊟	
年 月 日廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による次の事項の届出書を受理しました。	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該施設が石棉含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあっては、石棉含有一般廃棄物を処理する旨）	
産業廃棄物処理施設に係る許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第32の4(第18条の2関係)

(一部改正〔平成23年規則8号・令和元年5号〕)

様式第32の4（第18条の2関係）

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更(廃止)届出書	
年 月 日	
豊橋市長 様	
住所 届出者 氏名 (名称及び 代表者氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による特例措置の届出に係る変更(廃止)をしたので、法施行規則第12条の7の17第5項の規定により、次のとおり届け出ます。	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設に係る許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
変更(廃止)理由	1 産業廃棄物処理施設の種類に変更があった。 2 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類に変更があった。 3 当該届出に係る一般廃棄物の処理の事業を廃止した。
変更(廃止)年月日	年 月 日
※ 処 理 欄	

備考 1 ※欄は、記入しないこと。  
2 様式中の「変更(廃止)」は、変更又は廃止のいずれか該当する方を○で囲むこと。  
3 変更(廃止)理由の欄は、該当する項目の番号を○で囲むこと。  
4 省令第12条の7の17第4項に規定する受理書(原本)を添付すること。  
5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第33(その1)(第19条関係)

(全部改正〔平成29年規則5号〕、一部改正〔令和2年規則75号〕)



様式第33（その1）（第19条関係）

許可証再交付申請書 年 月 日 豊橋市長 様 住 所 申請者 氏 名 （法人にあつては、名） 称及び代表者氏名 電話番号（ ） —	
豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第19条第1項又は第2項の規定により、許可証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。	
許可の年月日	年 月 日
許可番号	第 号
再交付の申請をする許可証の種類	
再交付申請の理由	
附 帯 事 項	毀損又は汚損し、再交付を受けようとする場合は、既に交付された許可証を添付すること。

[様式第33\(その2\)\(第19条関係\)](#)

（全部改正〔平成29年規則5号〕、一部改正〔令和2年規則75号〕）

様式第33（その2）（第19条関係）

指定証再交付申請書 年 月 日 豊橋市長 様 住 所 申請者 氏 名 （法人にあつては、名） 称及び代表者氏名 電話番号（ ） —	
豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第19条第1項の規定により、指定証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。	
指定の年月日	年 月 日
指定番号	第 号
再交付の申請をする指定証の種類	
再交付申請の理由	
附 帯 事 項	毀損又は汚損し、再交付を受けようとする場合は、既に交付された指定証を添付すること。

[様式第33\(その3\)\(第19条関係\)](#)

（全部改正〔平成30年規則23号〕、一部改正〔令和2年規則75号〕）

様式第33（その3）（第19条関係）

認定証再交付申請書 年 月 日	
豊橋市長 様	
住 所 申請者 氏 名 （法人にあつては、名） 称及び代表者氏名 電話番号（ ） —	
豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第19条第2項において準用する同条第1項の規定により、同細則第17条の2第2項に規定する熱回収施設設置者認定証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。	
認 定 の 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	第 号
再交付の申請をする 認定証の種類	
再交付申請の理由	
附 帯 事 項	毀損又は汚損し、再交付を受けようとする場合は、既に交付された認定証を添付すること。

[様式第33\(その4\)\(第19条関係\)](#)

（追加〔平成30年規則23号〕、一部改正〔令和2年規則75号〕）

様式第33（その4）（第19条関係）

認定証再交付申請書 年 月 日	
豊橋市長 様	
住 所 申請者 氏 名 （法人にあつては、名） 称及び代表者氏名 電話番号（ ） —	
豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第19条第2項において準用する同条第1項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の9に規定する2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。	
認 定 の 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	第 号
再交付の申請をする 認定証の種類	
再交付申請の理由	
附 帯 事 項	毀損又は汚損し、再交付を受けようとする場合は、既に交付された認定証を添付すること。

[様式第34\(第22条関係\)](#)

（全部改正〔平成29年規則5号〕、一部改正〔令和2年規則75号〕）

様式第34 (第22条関係)

特別管理産業廃棄物発生事業場設置報告書																			
豊橋市長 様	年 月 日																		
報告者	住 所 氏 名 〔 名 称 及 び 〕 〔 代 表 者 氏 名 〕																		
特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置したので、次のとおり報告します。																			
事業場の名称																			
事業場の所在地	電話番号 ( )																		
事業場の設置年月日	年 月 日																		
事業場において生ずる特別管理産業廃棄物の種類	<table border="0"> <tr> <td>1 引火性廃油</td> <td>2 腐食性廃酸</td> </tr> <tr> <td>3 腐食性廃アルカリ</td> <td>4 感染性産業廃棄物</td> </tr> <tr> <td>5 特定有害廃PCB等</td> <td>6 特定有害PCB汚染物</td> </tr> <tr> <td>7 特定有害PCB処理物</td> <td>8 特定有害廃水銀等</td> </tr> <tr> <td>9 特定有害指定下水汚泥</td> <td>10 特定有害鉱さい</td> </tr> <tr> <td>11 特定有害廃石綿等</td> <td>12 特定有害ばいじん</td> </tr> <tr> <td>13 特定有害燃え殻</td> <td>14 特定有害廃油</td> </tr> <tr> <td>15 特定有害汚泥</td> <td>16 特定有害廃酸</td> </tr> <tr> <td>17 特定有害廃アルカリ</td> <td>18 第13号特定有害廃棄物</td> </tr> </table>	1 引火性廃油	2 腐食性廃酸	3 腐食性廃アルカリ	4 感染性産業廃棄物	5 特定有害廃PCB等	6 特定有害PCB汚染物	7 特定有害PCB処理物	8 特定有害廃水銀等	9 特定有害指定下水汚泥	10 特定有害鉱さい	11 特定有害廃石綿等	12 特定有害ばいじん	13 特定有害燃え殻	14 特定有害廃油	15 特定有害汚泥	16 特定有害廃酸	17 特定有害廃アルカリ	18 第13号特定有害廃棄物
1 引火性廃油	2 腐食性廃酸																		
3 腐食性廃アルカリ	4 感染性産業廃棄物																		
5 特定有害廃PCB等	6 特定有害PCB汚染物																		
7 特定有害PCB処理物	8 特定有害廃水銀等																		
9 特定有害指定下水汚泥	10 特定有害鉱さい																		
11 特定有害廃石綿等	12 特定有害ばいじん																		
13 特定有害燃え殻	14 特定有害廃油																		
15 特定有害汚泥	16 特定有害廃酸																		
17 特定有害廃アルカリ	18 第13号特定有害廃棄物																		
特別管理産業廃棄物管理責任者となる者の氏名、職名及び資格	(ふりがな) 職名 氏名 資格 省令第8条の17に定める次の資格 (感染性産業廃棄物を生ずる事業場) 1 第1号イ 2 第1号ロ 3 第1号ハ (感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場) 4 第2号イ 5 第2号ロ 6 第2号ハ 7 第2号ニ 8 第2号ホ 9 第2号ヘ 10 第2号ト 11 第2号チ 12 第2号リ																		
※処 理 欄																			

備考 1 事業場において生ずる特別管理産業廃棄物の種類の欄及び特別管理産業廃棄物管理責任者となる者の氏名、職名及び資格の欄の「資格」は、該当するものの番号を○で囲むこと。  
 2 ※印の欄は、記入しないこと。  
 3 資格を証明する書類を添付すること。

様式第35 (第22条関係)

様式第35 (第22条関係)

特別管理産業廃棄物発生事業場変更報告書			
豊橋市長 様		年 月 日	
報告者		住 所 氏 名 〔 名 称 及 び 〕 〔 代 表 者 氏 名 〕	
特別管理産業廃棄物発生事業場に係る次の事項を変更したので、次のとおり報告します。			
変 更 内 容	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
	氏名又は名称		
	住 所		
	事業場の名称		
	事業場の所在地		
変 更 理 由			
変 更 年 月 日	年 月 日		
※処 理 欄			

備考 1 変更内容の欄の「変更事項」は、該当する事項を○で囲むこと。  
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第36 (第22条関係)

(一部改正〔令和2年規則75号〕)

様式第36 (第22条関係)

特別管理産業廃棄物発生事業場廃止報告書

年 月 日

豊橋市長 様

報告者 住所  
氏名  
〔名称及び  
代表者氏名〕

特別管理産業廃棄物発生事業場を廃止したので、次のとおり報告します。

所在地	
設置報告年月日	年 月 日
廃止事由	
廃止年月日	年 月 日

様式第37 削除

様式第38 (第24条関係)

様式第38 (第24条関係)

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書 ( 年度)

年 月 日

豊橋市長 様

報告者 住所  
氏名  
(法人にあっては、名  
称及び代表者の氏名)  
電話番号

年度の産業廃棄物等の運搬実績について次のとおり報告します。

許可番号	許可の種類		許可年月日		年 月 日		年 月 日		運 搬 の 状 況		運 搬 量		単 位
	許可の種類	許可の種類	許可年月日	許可年月日	年	月	日	年	月	日	万	千	
産業廃棄物等の種類	運搬先の名称	所在地	コード	処分方法	コード	処分方法		運搬量		単 位		単 位	
						万	千	百	十	万	千		百
1		普通 野原	市町村										1 t
2		普通 野原	市町村										2 m
3		普通 野原	市町村										1 t
4		普通 野原	市町村										2 m
5		普通 野原	市町村										1 t
6		普通 野原	市町村										2 m
7		普通 野原	市町村										1 t
8		普通 野原	市町村										2 m
9		普通 野原	市町村										1 t
10		普通 野原	市町村										2 m

様式第39 (第24条関係)

様式第39 (第24条関係)

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分実績報告書 ( 年度)

年 月 日

豊橋市長 様

報告者 住所  
氏名  
(法人にあっては、名  
称及び代表者の氏名)  
電話番号

年度の産業廃棄物等の処分実績について、次のとおり報告します。

許可番号	許可の種類		許可年月日		年 月 日		年 月 日		処分内容		処分により生じた産業廃棄物(残さ)の処分状況		単 位
	許可の種類	許可の種類	許可年月日	許可年月日	年	月	日	年	月	日	年	月	
産業廃棄物等の種類	処分場所	処分方法	処分量	処分後の残存量	処分後の残存量	残さの処分先の名称		残さの処分先の所在地		単 位		単 位	
						万	千	百	十	万	千		百
1		市町村	1 t	1 t								普通 野原	市町村
2		市町村	2 t	2 t								普通 野原	市町村
3		市町村	1 t	1 t								普通 野原	市町村
4		市町村	2 t	2 t								普通 野原	市町村
5		市町村	1 t	1 t								普通 野原	市町村
6		市町村	2 t	2 t								普通 野原	市町村
7		市町村	1 t	1 t								普通 野原	市町村
8		市町村	2 t	2 t								普通 野原	市町村
9		市町村	1 t	1 t								普通 野原	市町村
10		市町村	2 t	2 t								普通 野原	市町村

様式第40 (第25条関係)

産業廃棄物最終処分場処分状況 ( 年度)

最終処分場の所在地					
種 類					
最終処分量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
残 存 容 量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>



豊橋市長 様

報告者 住所  
氏名  
(法人にあっては、名  
称及び代表者の氏名)  
電話番号

年度の産業廃棄物最終処分場における処分実績について、次のとおり報告します。

区分	産業廃棄物の種類	処分量	産業廃棄物の種類	処分量	産業廃棄物の種類	処分量	最終処分場の種類		合計
							イ	ロ	
	廃プラスチック類	m <sup>3</sup>	燃 え 殻	m <sup>3</sup>	特定有害廃石綿等	m <sup>3</sup>			m <sup>3</sup>
	ゴムくず	m <sup>3</sup>	汚 泥	m <sup>3</sup>					m <sup>3</sup>
	金属くず	m <sup>3</sup>	紙 さい	m <sup>3</sup>					m <sup>3</sup>
	ガラスくず(陶磁器くず)	m <sup>3</sup>	ダ ス ト 類	m <sup>3</sup>					m <sup>3</sup>
	が れ き 類	m <sup>3</sup>	紙 く ず	m <sup>3</sup>					m <sup>3</sup>
			木 く ず	m <sup>3</sup>					m <sup>3</sup>
			織 織 く ず	m <sup>3</sup>					m <sup>3</sup>
			農 産 物 性 質 土	m <sup>3</sup>					m <sup>3</sup>
			家 畜 ふ ん 尿	m <sup>3</sup>					m <sup>3</sup>
			家 畜 の 死 体	m <sup>3</sup>					m <sup>3</sup>
			13 号 産 廃 物	m <sup>3</sup>					m <sup>3</sup>
年度末における残存数量		m <sup>3</sup>							m <sup>3</sup>

様式第41 (第26条関係)

様式第41 (第26条関係)

(表)  
最終処分場終了届出台帳

		第 号
施設の設置者の住所		
施設の設置者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)		
施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住 所 氏 名	電話番号 ( ) -
最終処分場の種類		
設置場所		
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可 (届出) 年 月 日 第 号	
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面 積	埋立ての深さ 覆土の厚さ m <sup>2</sup> m m
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日	年 月 日	
埋立処分終了年月日	年 月 日	
施設の廃止の確認年月日	年 月 日	

(裏)

種 類	数 量 (m <sup>3</sup> )	性 状
埋め立てた廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、数量及び性状		
埋め立てた廃棄物の性状に関し特に注意すべき事項		
最終処分場廃止確認申請書の添付書類に記載された水質検査の結果のうち、施設の廃止の確認年月日に最も近い時点に行われた水質検査の結果		

様式第42 (第26条関係)

(全部改正 [平成30年規則23号]、一部改正 [令和2年規則75号])

<p>最終処分場終了届出台帳閲覧請求書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>豊橋市長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 請求者 氏 名</p> <p style="text-align: right;">（法人にあっては、名） 称及び代表者氏名 電話番号（ ） —</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の12第3項の規定により、最終処分場終了届出台帳を閲覧したいので、次のとおり請求します。</p>			
請求の対象となる最終処分場の設置者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）及び設置場所	氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者氏名） 設置場所		
請 求 理 由			
備 考			
※ 処 理 欄	台帳番号		閱 覧 日

注意 ※印欄には、記入しないでください。